

民事調停の申立手数料の特例措置

令和8年熊本地震による災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に役立つように、民事調停の申立手数料を免除する措置を適用します。

1 対象となる紛争

◇ 令和8年熊本地震による災害に起因する民事に関する紛争

【紛争例】

- ・災害により生計・経営状態が悪化したことを理由とする債務整理に関する紛争
- ・災害により（一部）利用不能となった家屋等の賃貸借契約の賃料等に関する紛争
- ・災害により不明確となった土地所有権の範囲を巡る紛争
- ・災害による事業の閉鎖、経営悪化などを理由とする、解雇、雇止めに関する紛争

※ 災害に起因するかどうかは、裁判所において判断されます。

2 対象となる方

◇ 令和8年7月28日（特定非常災害発生日として定められた日）に、災害救助法の適用区域に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方

◇ 災害救助法の適用区域については、次の内閣府ウェブサイト「内閣府防災情報のページ」を御覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

3 適用期間

◇ 令和8年7月28日から令和11年6月30日までの間に、裁判所に民事調停の申立てをする場合

- ※ 令和8年熊本地震による災害に起因する民事に関する紛争について、令和8年7月28日以降、既に、裁判所に民事調停の申立てをし、かつ、申立手数料を納付している方については、所定の手続により、裁判所において、申立手数料の還付を受けることができます。

※詳細につきましては、最寄りの裁判所におたずねください。

裁判所ウェブサイト(民事調停手続)

裁判所トップページ > 裁判所を利用する > 手続案内(トップページ) > 民事手続 > 民事調停

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_25_01/index.html